

輪島市監査公表第 36 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 11 月 19 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年11月11日（水） 教育委員会文化課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市では自主事業において、様々な催し物を計画・提供しているが、「御陣乗太鼓」「和太鼓・虎之助」「輪島キリコ太鼓」など輪島の「太鼓文化」も大きな売りになると思われる。市外・他県の太鼓関係団体等も共演するイベントを、単年でなく継続的に行い、集客・地域経済の活性化を図るとともに、無形文化財の継承に繋げていく試みも必要と思われる。

○埋蔵文化財の成果品については、現在市内各所に分散保管しているとのことであるが、集中管理による適正な保管については、今後、使われなくなった学校等の公共施設再利用を検討する余地があるのではないか。

○文化会館は施設・規模とも能登では唯一であるが、大ホール天井の耐震対策を含めた構造検討が必要と考えられる。また、利用現況に沿った減免基準の見直しを含めた文化会館使用料の改定など検討課題を有している。いずれにしても、財政的に厳しき折、難しい課題と思われるが十分検討していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。